

## 今福小学校「学校配置の適正化にかかる説明会」質問・意見への回答【R5.3 時点】

### (R4.6.18 受付分)

質問・意見①
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 反対です。</li><li>・ 廃校にすることは合法だ、という主張はもう聞きあきました。城東区の理想をいくら語っても城東区の中で暮らしているのは「人」です。人が街を作っているのです。そのことにお気づきですか。子どもを育てていくことに力を注げない城東区はいらない。そんな区長もいない。</li></ul>
回答①
令和 2 年 4 月 1 日に「大阪市立学校活性化条例」(以下、「条例」という。)が改正施行され、第 16 条に大阪市教育委員会が小学校の学級数の規模を適正規模にするよう努めることが定められています。今福小学校は 6 学級であり、適正規模を下回り、今後令和 9 年度までの推計においても適正規模である 12 学級を超える見込みがない場合、教育委員会が適正規模とするための計画を策定しなければならないこととなっています。城東区長ならびに城東区役所保健福祉課子育て教育担当で適正配置等学校教育を担当する者は、教育委員会事務局に属する城東区担当教育次長ならびに教育政策課城東区教育担当として業務にあたり、条例に定められた規定に従って遂行する責務がございます。

質問・意見②
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 単学級はメリットの方が大きいです。子ども 2 人いますが、とても楽しそうです。隣はマンモスでいじめも聞きます。</li><li>・ 人数が少ないからこそ、人と人とのつながりの大切さを子どもたち一人一人が学び取れるのです。地域の方たちは、老若男女を問わず、子どもたちを大事に守り育てております。人数が少ない→廃校という発想が短絡的すぎると思いませんか。</li></ul>
回答②
説明会資料で記載しているとおり、単学級にも複数学級にもそれぞれメリット・デメリットがあることは認識しています。しかしながら、条例において、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい学級数の適正規模が 12 から 24 学級と定められています。これを定めるにあたっては教育委員会等識者等の意見を聴き、大阪市議会にて可決されたものであり、現時点での大阪市においては、小学校学級数の「適正」の範囲です。これを変更するためには、「大阪市学校適正配置審議会」の有識者等の意見を聴き、大阪市議会にて改正する必要がありますが、現時点でそのような方針は示されていません。統廃合の方針で進めていくことが決定された場合には、単学級のメリットが適正規模の学級の大きなデメリットとならないよう、教育内容や環境整備などについては、保護者や学校、地域の意見を聴きながら考えていきます。また、学級の規模に関わらず、「いじめ」については、子どもたち自身がよくないことであるとの意識を持つよう、また仮に子ども間のトラブルが起こった場合においても速やかに対処するよう、教育委員会全体で努めており、城東区では「いじめ撲滅宣言」を掲げ、区内小中学校の先生方とともに、いじめにつながらないよう、子ども一人一人が自己肯定感や自己有用感を高める取組を推進しています。

<b>質問・意見③</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の整備など他にすることはあると思います。今あるものをなくすよりも、どう活用、運用するのかを考えられないのは、簡単な方にしか頭を使えないのでしょうか。</li> </ul>
<b>回答③</b>
<p>条例において、学級数の規模が適正規模を下回り、今後も適正規模とならない学校(以下、「適正配置対象校」)について、統合または通学区域の変更により適正規模とするための計画を策定しなければならない、と定められています。</p> <p>また「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」(以下、「規則という。')においては、「統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域にあり、かつ当該適正配置対象校と隣接している学校とする」(第5条第3項)とあります。</p> <p>したがって、統合あるいは通学区域の変更のいずれにしても、今福小学校が所在する放出中学校下で検討することが原則であることから、他の中学校下も含めた新たな通学区域の設定にはかなりの時間を要する、あるいは設定が困難となる場合があること、今福小学校が条例により「適正配置対象校」と規定されながら、良好な教育環境や教育活動の充実が可能な適正規模とならない状況が続くこととなること、2小1中の放出中学校下において統廃合により1小1中の小中一貫教育を進めていくことができることなどから、説明会資料において、通学区域の変更による再編整備ではなく、今福小学校と放出小学校の統合による再編整備案を提示しています。</p>

<b>質問・意見④</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校選択制で子どもが今福小学校をと決めてきています。</li> <li>・少人数とわかったうえで選んで、我が子には合っていると思ってきています。そのことを配慮して頂きたい。</li> <li>・この話が地域の方に進まっていく(ママ)とこれから入学しようとする子が違うところ所を選択すると思うので、そこのところをきちんとしてほしいです。</li> <li>・このうわさのせいで、入学人数がさらに減ってしまう責任はあるとお考えください。</li> </ul>
<b>回答④</b>
<p>学校選択制については、令和5年度入学者において城東区内の小学校の学校選択にかかるルール(隣接区域選択制)は従前と変わらず、すべての学校が対象となっています。</p> <p>現在、小学校に在籍する児童は学校選択制が導入されて以降入学されており、小学校の規模や校風、教育内容等とお子さんや保護者の希望とを勘案して、選択されていることは認識しています。しかしながら、条例上、今福小学校が「適正配置対象校」(以下、「対象校」という。)と規定されていることから、在籍するすべての児童にとって、良好な教育環境や教育活動の充実が可能な規模となる計画を策定する必要があります。</p> <p>現在の城東区の学校選択制においては、小学校は隣接区域選択制をとっており、今福小学校の通学区域に居住の児童は、今福小学校のほか放出小学校、聖賢小学校、鯉江小学校、鯉江東小学校が選択可能となっています。前年度以前においても、他校を選択する方はおられましたが、その理由はさまざまであり、仮に放出小学校との統廃合の方針となった場合に、それがどのような影響を与えるのかは予測できません。今後、今福小学校の入学人数が減っていくことをもって統廃合を押し進めようというのではなく、現時点</p>

で条例上の対象校であり、「適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない」(規則第 5 条第 5 項)とされていることから、それに基づき遂行していくこととなります。大幅に児童数が減った場合においても、それをもって計画時期が前倒しになるということではなく、計画による統廃合となる前年度まで、児童減少によるデメリットを最小限とするよう、教育委員会に必要な措置を要請していきます。

なお、学校選択制に関しては、開始後 6 年が経過し、小学校入学時に選択制が導入された学年が中学入学となった昨年度、全市的に保護者や地域の方々にアンケートを実施し、大阪市教育委員会事務局において、今後の在り方が検討されることになっています。学校配置の適正化とは切り離れた制度の議論で、制度の在り方により児童数が影響を受けることはありますが、通学区域が変更されるものではないことから、現時点ではその影響は勘案しておりません。

#### 質問・意見⑤

- ・ 子どもたちは入学して卒業するときに違う学校名で卒業するとなるのは、大人が思う以上にメンタル的に大きいと思います。
- ・ 子どもたちのメンタル面での不安が説明会ではなくなる。
- ・ 統廃合が決定した場合、きちんと次の学校へなじめる為の配慮は必ずお願いします。前もっての交流や可能であれば先生方の異動等も考慮いただければ嬉しいです。

#### 回答⑤

統廃合が決定した場合には、対象校だけでなく、その相手方の学校ならびに進学中学校の各学校長との定期的な打合せや、児童の心理的負担が生じないよう統廃合の学校間交流、新しい学校の教育活動についての検討を行い、統合後の教員配置等についての支援は教育委員会事務局担当課と相談しながら丁寧な配慮を行っていきます。これまでの例によると、教員の加配(年限あり)やスクールカウンセラー、特別支援サポーターの増員などを行っているとしています。

#### 質問・意見⑥

- ・ 2 km以内というのも、1 年生の歩く範囲的には厳しいと思います。
- ・ 通学路の安全面に疑問があるのに、子どもをわざわざ遠い小学校に通わせるのか。

#### 回答⑥

放出校下における統廃合の場合、およそ 1 km、徒歩 13 分程度の範囲であり、現在の区内の小学校通学区域と比べて大きな差はありません。

小学校の通学路については、毎年各小学校において、安全面対策が必要な箇所に関して、区役所に情報提供があり、定期的に警察、道路管理者、区役所で点検して、可能な対策を講じています。統廃合により新たに通学路として指定される道路については、これまでの例では保護者代表の方々と点検してご意見をいただき、グリーンラインの塗装、横断歩道策の設置などがなされており、保護者や学校、地域のみなさんとの話し合いにより、必要な対応については教育委員会事務局担当課や関係局と協議しながら、進めていきます。

#### 質問・意見⑦

・ 学校配置の適正化についての説明会というプリントの書き方ではなく、次回の説明会は「今福小学校統廃合の可能性を示唆する説明会」とご案内すべきだと思います。学校配置の適正化では、わかりにくいです。

#### 回答⑦

去る 6 月 18 日の説明会においては、令和 2 年度の条例改正により「学校配置の適正化」を進めることになっており、その説明を行う機会でしたが、そのための方法として「今福小学校と放出小学校の統廃合」が最も現実的な案ではないかと提起させていただいたもので、決定事項の報告ではありません。説明会においては、出席者よりご意見はいただきましたが、出席されていない保護者もあり、適正化に向けて統廃合の案が全体でご納得いただいたものではないことから、あくまでも大阪市における学校配置の適正化の説明を今後も引き続き行っていきます。

したがって、あえて「統廃合」という表現を案内文に掲載することは、説明や意見交換の前に誤解を生じかねません。説明会の資料につきましては、欠席された方に対しても希望される方には、学校を通じて配布させていただくことから、資料をご覧いただければ、適正化に向けて統廃合の可能性があることについては、ご理解いただけるものと考えています。

#### 質問・意見⑧

- ・ 保護者としっかり向き合って話をしてほしいです。
- ・ 説明会の数をこなしたら、保護者の理解を得た、と思われるのか。

#### 回答⑧

現在、今福小学校に在籍している児童の保護者や地域の方々とは、意見交換を図り、しっかりと説明を尽くしてまいります。説明会の回数により理解を得られたと判断するものではないと考えますが、適正化に向けては、「適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が学校再編整備計画案(以下、「計画案」)を作成すること」(規則第 5 条第 1 項)となっていることから、まずは城東区長が保護者等との意見交換を行い、そこで出た意見を踏まえ計画案の作成を進めることとなります。

意見交換の期間についての規定はなく、「学級数や児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定する」(規則第 5 条第 6 項)とされています。条例上の適正規模ではない状況が長く続くことは良好な教育環境や教育活動の充実が図れなくなるとともに、意見交換の機会を何度も設けることは保護者や地域の方々のご負担ともなることから、現時点ではご負担のかからない期間で、説明を尽くしてご理解が得られるようにしてまいりたいと考えています。

(R4.9.17 受付分)

質問・意見⑨

- ・今福小は単学級ではありますが、学年をまたいで休み時間にあそんだり、お互いの顔と名前をしっかりと覚えていきます。低学年～高学年の盛んな交流、これが今福小の良い所でした。この話がでてきたことにより、来年から新一年生が今福小を選んでくれず、在校生は自分たちより年下の子との交流がなくなって、今福小の良い所がくずれてしまったようになっていくのではないかと不安でなりません。
- ・今いてる子ども達が卒業できるまで、新入生はいれずに待つということはできないのか(すべきだと思う)。

回答⑨

・大阪市では従前より学校配置の適正化の取り組みを進める中で、これまでも対象校の保護者や地域住民から、「学校が地域コミュニティの核となっていること」「学校に対する強い愛着心があること」「小規模で十分満足しており統合の必要性を感じていない」などの声があがっていることは認識しています。

・適正化に向けた基本的な考え方については、平成 26 年 3 月に「学校配置の適正化の推進のための指針」(以下、「指針」という)を策定し、取り組みを進めることとしましたが、保護者や地域住民の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見が異なる場合があることから、「行政が主体性をもって解決を図る必要がある」ため、市会の議決を経て、令和 2 年 4 月に学校配置の適正化について条例に定められ、指針も改正されたところです。

・9/17 説明会後に提出いただきました「質問・意見」の中でも、質問・意見⑨に記載のとおり、「年下の子との交流がなくなって…不安」というご意見と、逆に「新入生はいれずに待つ」というご意見がございました。

・大阪市立小中学校については、住所地による通学区域によって通学する学校が指定されており、仮に統廃合が行われることが決定した場合においても、校舎の増改築等新たな学校での受け入れ態勢が整うまでは、新入生もそれぞれの通学区域校に入学することが原則となります。また学校選択制は通学区域校に入学するのか、それ以外の学校に入学するかを選択する制度です。したがって、通学区域校を選択肢から外すことはできません。

・学校選択制に関してはメリット・デメリットがあり、制度開始後一定期間を経て、教育委員会において、今後の在り方について現在検討されているところです。今後制度の見直しがなされるかどうかや、ご意見にあるように今福地域の新入生のうち今福小学校を選択される割合が減るかどうかは、現時点では予測できないため、城東区の学校選択制について言及することは難しい状況です。

・いずれの場合によりましても、統合によって児童の心理的な負担が生じないよう、統合前に対象校どうしの交流活動を実施するなどの取り組みを進めることなどが指針に規定されており、よりよい方法を模索しながら、保護者のさまざまな不安に対して配慮できるよう、努めてまいります。

質問・意見⑩

- ・生徒数を増やすのは放出小との統合以外、選択肢はないのでしょうか。

回答⑩

・令和 2 年 4 月に改正された指針においては、適正配置の手法として「統合」と「通学区域の変更」が規定されていますが、基本的には「統合」であること、また対象校の相手方となる学校は、同一中学校区で通学区

域が隣接していることとなっています。

・放出小以外の隣接校は中学校区が同一でないことから、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合でなければ、対象校の相手方とはなりません。また城東区においては1小学校区に対し1地域活動協議会として活動が行われている状況から、仮に隣接校の通学区域の一部変更を考えた場合、当該地域活動協議会内で通学する小学校が分かれてしまうこととなり、加えて指針の基本的考え方によらない例外であることを考え合わせると、当該地域の理解を得ることには困難が予想されます。

・以上のことから判断した結果、放出小学校との統合という提案となっています。

#### 質問・意見⑩

・いつに統廃合されてしまうのか。新入生を迎えると前回の説明会で言っていたが、「統廃合されてしまう可能性」があるということはきちんと隠さずに話すのか。

#### 回答⑩

・統廃合の時期は未確定ではありますが、PTA 対象の保護者説明会を実施していること、またその際の配布資料や主な意見等について、近々、城東区役所ホームページにて掲載する予定あり、PTA のみなさまにはお手紙により、ホームページのご案内を発出する予定です。新入生に対しては学校説明会等の機会を通じて、ホームページに学校適正配置にかかる資料掲載がある旨、周知する予定です。また今後策定される再編整備計画や検討協議会の議事内容についても随時、掲載していきます。

・統廃合の時期については、校舎の増改築やその他の必要な取り組みにかかる予算の確保と計画実施、また同時並行で新たな学校の標準服や校歌、教育内容、新たな教育環境における人的物的配慮の検討に要する期間によって異なります。

・現在は、「適正配置」の考え方、その必要性に対する認識を共有するための説明会を行っている段階であり、検討に要する時期、校舎の増改築の必要性とその期間などを勘案した開校年度は決まっておりません。今回の説明会でお示した「放出中学校区 学校再編整備計画(素案)」の中の、「4.学校適正配置の実施時期」に明示していくこととなります。

・今後、区で再編整備計画を作成しますが、あくまで案であり、教育委員会議での審議・議決後に計画が策定されることとなります。その後再編整備計画に基づいて、関係者で構成する検討協議会で必要な項目について議論したのち、小学校の統廃合にかかる学校設置条例改正案が市会で上程され、可決後に正式決定となります。

#### 質問・意見⑪

・学校がなくなったとして、その後に何ができるのか。すぐ近くに住んでいるので、へんな建物が立つと治安が悪くなると思うので不安で仕方がない。何かあった時にだれが責任とれるのか。どうなるのか。

#### 回答⑪

・指針においては、「学校の跡地は地元の愛着といったものに配慮」し、「地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用、処分時期について慎重に検討」することとなっており、「地元住民の意見や要望を十分に聞く」などの対応が必要と記載されています。

・学校適正配置の実施時期とは別に、学校の跡地の有効活用に関しては慎重に検討していく必要があると考えており、災害時の避難所などの防災機能としての活用のほか、地域住民の方々と十分に意見交換しながら検討を進めてまいります。

#### 質問・意見⑬

・地域住民への説明はどのようにするのか(いつぐらいにするのか)  
・地域の方や保護者の方々に細かな部分まで説明してもらうために、もっと時間、日にち(土日、平日、昼夜)を考えほしいです。仕事で開始時間に間に合いませんでした。  
・説明会の曜日や時間帯のバリエーションを増やしてほしいです。

#### 回答⑬

・今福地域活動協議会役員のみなさまとご相談のうえ、9月28日(水)19:00～今福老人憩いの家にて、PTA 対象説明会と同様の内容で説明会ならびに意見交換会を実施することとなり、地域の広報誌(2022.8.30発行)にも説明会の開催について掲載していただいています。  
・説明会の開催の日時については、PTA や地域活動協議会の役員のみなさまと相談しつつ、事前申込とすることも困難であることから、説明会が開催できる適当な会場の空き状況とを勘案して設定しています。今後の説明会の日程については、ご要望も踏まえ、PTA や地域の役員のみなさまと検討していきます。  
・なお、地域や保護者の方々お一人お一人のご都合に合わせることは困難であるため、回答⑨にもありますとおり、参加できない方等に対しまして、城東区ホームページで掲載して情報提供させていただく予定です。また、ご質問やご意見については掲載するホームページ(★)にありますメール送信フォームや電話等のやり取りで可能な限り対応させていただきます。

#### ★掲載ホームページへのルート

城東区役所トップページ > 子育て・教育 > 学校適正化 > 学校配置の適正化について  
大阪市総合トップ > イベント・観光 > イベント中止・延期のお知らせ > 城東区役所 > 学校配置の適正化について

#### このページの作成者・問合せ先

大阪市城東区役所 保健福祉課(保健福祉センター)子育て教育グループ

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号(城東区役所3階)

電話：06-6930-9065

ファックス：06-6930-9140

[メール送信フォーム](#)

#### 質問・意見⑭

・説明会の回数が増えるにつれ、廃校へ進んでいるようで悲しいです。時間はかかっても説明は丁寧にしていただきたいです。

#### 回答⑭

・回答⑨に記載させていただいているとおり、「行政が主体性をもって解決を図る必要がある」ことから、条

例に定められ、区としてもその規定に従って遂行する責務がございます。

・引き続き、再編整備計画案を作成するにあたり、必要な説明は尽くし、できる限り皆様方のご意見をお聞きし、教育委員会と調整しつつ、進めてまいります。



(R5.2.18 受付分)

質問・意見⑮

- ・ 災害拠点でもある今福小学校は、地域住民のために活用してほしい。
- ・ 小学校跡地を地域に活用させてほしい。住民間のつながりがなくなる。高齢者が一番多い地域なので、ぜひ有効活用させてほしい。(フリースクールや地域交流など)

回答⑮

跡地活用については、回答⑫のとおりです。

質問・意見⑯

- ・ 世界基準では1クラス20～25人、初等教育は1校あたり100人規模が一般的になっており、人格形成においても勉強においても望ましいと論文にもあるようですが、どうして日本の教育だけその2～3倍の規模の学校を作るのですか。

回答⑯

日本においては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(以下、「義務標準法」という)により、学級編成の児童数の標準を定めています。公立諸学校の学校規模と教職員配置の適正化を図り、教育の機会均等と義務教育水準の維持・向上に資することを目的としています。制定された昭和33年当時、1学級あたりの人数は50人以下とされていましたが、昭和55年から段階的に40人に引き下げられ、法改正により令和3年度から小学校で順次35人に引き下げられています。

一方、学校教育法施行規則第41条においては、小学校の学級数の標準を12～18学級と規定しています。地域実態に応じて特別な事情を勘案して、大阪市では条例上、12～24学級と定めています。「適正規模」とは、この学級数をさしてあり、単学級の場合、子どもどうしの関係が固定化してしまいがちであることに対して、複数学級とした場合に人間関係に配慮してクラス替えができるなどに加え、単学級の場合、教科担任制や習熟度別学習などの指導において、クラス担任が複数学年を持つこととなるが、複数学級とした場合には同一学年で分担することが可能となり、教員の負担が減り、一人ひとり子どもに向き合う余裕ができるなど、よりメリットがあるものと考えています。

区役所としては、条例に基づき学校規模の適正化を進めるため、再編整備計画を策定する必要があります。

質問・意見⑰

- ・ 放出小に移るまで今福小の入学募集は通常どおり行うことをしっかり示してほしい。今年9人だけになったのは親からしたら不安しかないからです。ギリギリまでしっかり学校として子どものことを考えてあげてください。先生のことと同じくフォローしてください。
- ・ 令和5年度の新1年生の親ですが、子どもの立場になると、令和9年度(10年度)のことが不安です。実際、学校が変わるのは子どもたちですので、どうかその時まで子どもたちの意見、希望を必ず聞いてあげてください。

回答⑰

城東区では平成27年度より学校選択制を導入し、毎年8月下旬ごろに、翌年度の新入学生の保護者あてに『学校案内』を配布しています。学校再編整備計画が策定後も統合する前年度まで通常どおり『学校案内』で学校を紹介いたします。保護者や子どもの選択肢の幅を広げる意味で、今後も学校選択制を継続してい

く予定ではありますが、仮に入学希望者が減少した場合でも、少人数によるデメリットが子どもたちの不利益につながらないよう、教育委員会や学校長と相談しながら、区としても学校運営の支援に努めます。

なお、これまでも今福小学校では一人一人の児童や保護者に寄り添った指導・支援が行われており、それを継続していただくとともに、統合校での新たな学校生活にスムーズに移行できるよう、開校数年前から児童の交流を行ったり、統合校での学校生活になじめない、不安が高いことなどを想定してスクールカウンセラーを増配置するなど、具体的には今後検討していくこととなりますが、できる限り個々の児童への配慮に努めます。

#### 質問・意見⑬

・ 100%住民が賛成になることはないことはわかります。では結局、あと何回話し合いをすれば OK と考えておられるのでしょうか。その場合、住民の賛成・反対のアンケート結果もきちんと載せてほしいです。

#### 回答⑬

検討の期間については、回答⑤のとおりです。また、アンケートを実施する予定はありませんが、新たな観点でのご意見は真摯に受け止め、またご質問についても対応してまいります。内容については集約、整理したうえで区ホームページに掲載し、情報公開に努めてまいります。